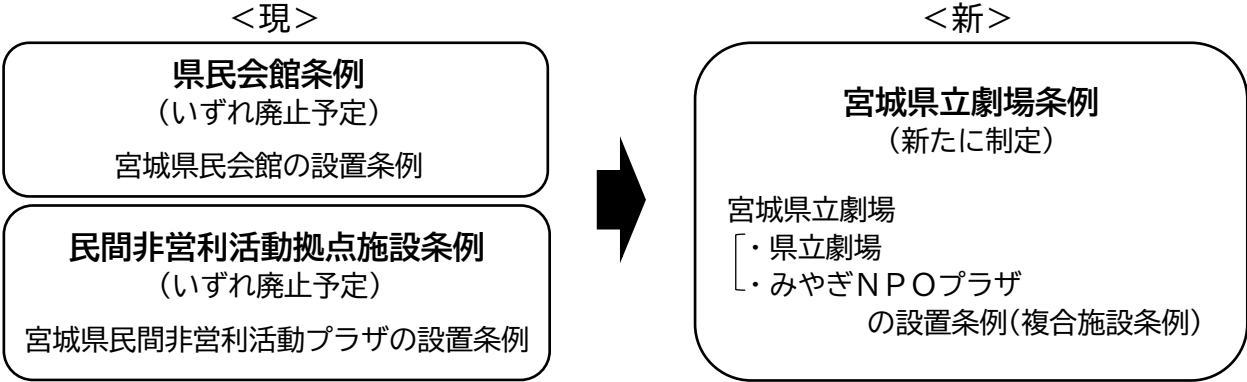


宮城県立劇場条例の概要

1 条例の概要

現在の宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）については、それぞれに公の施設の設置条例を定めているが、新しい施設については、集約・複合化することから、複合施設としての規定をはじめ、県立劇場とみやぎNPOプラザの2施設の規定を定めるものとして、新たに複合施設としての設置条例を制定するもの。

（現在の宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの設置条例はいずれ廃止予定。）



章題	主な内容
第1章 総則	複合施設の設置に関すること
第2章 県立劇場	県立劇場の設置に関すること
第3章 みやぎNPOプラザ	みやぎNPOプラザの設置に関すること
第4章 指定管理選定委員会	指定管理者の選定（選定委員会）に関すること
第5章 雑則	各施設に係る共通の管理運営ルールに関すること

2 主な規定内容

条例案のうち、複合施設、県立劇場、みやぎNPOプラザの各施設における設置、管理運営に係る主な規定内容は以下のとおり。

(a) 第1章 総則【第1条～第5条】

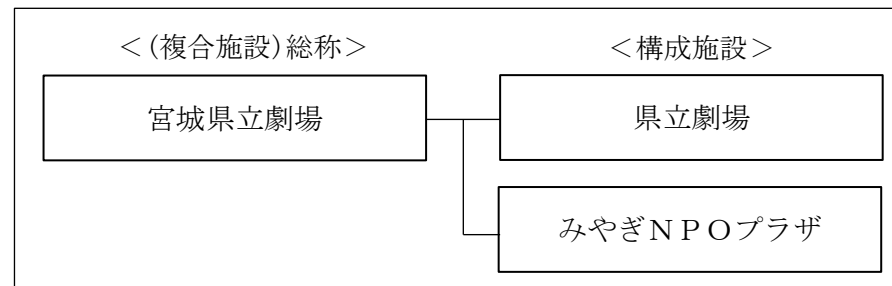
①設置(第2条) 複合施設の設置について規定

【条文】文化芸術を創造し、発信し、享受する場の提供及び営利を目的とせず自発的に行う社会的・公益的な活動の総合的な促進により、県民が集い、交流し、共感し、もって心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、宮城県立劇場を設置する。

※ 複合施設の名称は「宮城県立劇場」とする。

※ 施設の名称には、現行と同様にネーミングライツの募集を検討する。
(現県民会館のネーミングライツ：東京エレクトロンホール宮城)

○施設構成のイメージ



②構成及び運営(第4条) 複合施設の構成施設について規定

構成施設の名称
県立劇場
みやぎNPOプラザ

③指定管理者による管理(第5条) 知事が指定する法人等に施設の管理を行わせることができるよう規定(指定管理)

※ 県立劇場については、スムーズな開館及び安定的な運営が必要であることから、令和6年10月に策定した宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設管理運営計画において、開館当初は現県民会館を運営する公益財団法人宮城県文化振興財団を非公募で指定管理者に選定することとしている。

(b) 第2章 県立劇場【第6条～第20条】

①設置(第6条) 県立劇場の設置目的を規定

【条文】文化芸術を創造し、発信し、享受する場を提供すること等により、文化芸術の振興及び総合的な交流等を図り、もって県民生活の向上に寄与するため、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等として、県立劇場を設置する。

[参考] 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(通称:劇場法)第2条第1項 抜粋

「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって*実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものをいう。

(*実演芸術:実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能)

②業務(第7条) 県立劇場において行う業務を規定

【条文】

- (1) 文化芸術を鑑賞する場及び機会の提供に関すること。
- (2) 文化芸術の発表を行う場及び機会の提供に関すること。
- (3) 文化芸術の普及啓発に関すること。
- (4) 文化芸術に係る人材の育成に関すること。
- (5) 地域の活性化に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

③使用時間(第8条)、④休館日(第9条) 県立劇場の開館時間及び休館日を規定

開館時間	9:00～22:00
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)、 12月28日～翌年1月4日

(参考)現県民会館

開館時間	9:00～21:00
休館日	毎月第2水曜日、 12月28日～翌年1月4日

※ 近傍他施設の状況や施設メンテナンス等を考慮して設定

⑤使用料(第14条) 県立劇場の使用者から徴収する使用料(基本料金)を規定

【使用料の基本的な考え方】

- 現行施設と同様に利用料金制度を採用することで充実した施設運営を目指し、料金収入を重要な財源の一つと捉え、受益者負担の考えを基本に設定する。
- 現県民会館の料金も踏まえながら、近隣及び全国の類似大規模施設等の料金を参考として料金を設定する。
- 一般・アマチュア団体等の利用のしやすさに配慮しながら、現行施設と同様にチケット代等の入場料の額に応じた料金を徴収する(応能応益)
- 現県民会館の使用時間・使用区分を踏襲しつつ、諸室別の使用形態を考慮した使用時間・使用区分を設定する。

※ 基本料金に、①技術スタッフ料、②楽屋・控室(大ホールは5室)、③冷暖房料、の3点を含むものとし、料金精算の煩雑さを解消(①②は利用施設による)。

[現行施設からの主な変更点]

○使用料の構成(大ホールの例)

基本料金 (楽屋5室、技術スタッフ、 <u>冷暖房料含む</u>)	追加料金(オプション)	
	追加楽屋 利用料	備品設備 利用料

※備品設備利用料は、
施行規則で規定

(参考)現県民会館(大ホールの例)

基本料金 (楽屋3室、技術スタッフ料含む)	追加料金(オプション)	
	冷暖房 利用料	追加楽屋 利用料
		備品設備 利用料

○貸館施設、使用時間・区分

施設		使用時間	使用区分		
ギャラリー ホール	グランドホール	午前 午後 夜間 全日	平日 休日	入場料 の額	全席 (2,147席)
					1・2階 (1,693席)
					1階 (1,280席)
	スタジオシアター				客席使用あり 客席使用なし
	アートスペース				
ギャラリー1、2	全面 2分割				
諸室	創作室1～3 練習室1～5	時間単価	—	—	全面
	会議室1～3				3分割
	和室1～3				全面
					3分割
共有 エリア	交流ひろば	㎡単価×時間単価	—	—	
	芝生ひろば				

(参考) 現県民会館

施設		使用時間	使用区分		
ホール	大ホール (1,590席)	午前 午後 夜間 全日	平日 休日	入場料 の額	
諸室	展示室	—	—	—	
	教養室				
	リハーサル室				
	会議室 (大・中・小) 和室				

○使用料(主な料金例)

施設		平日・全日利用 入場料なし	休日・全日利用 入場料7,500円
ホール・ ギャラリー	グランドホール	全席 (2,147席)	362,800円
		1・2階 (1,693席)	329,000円
		1階 (1,280席)	281,200円
	スタジオシアター	客席使用あり	93,200円
		客席使用なし	193,400円
	アートスペース		48,800円
ギャラリー1 (約600㎡)	全面	48,600円	
	2分割	29,600円	
施設		全日利用 (共有エリア除く)	
諸室	創作室 (約70㎡)		10,400円
	練習室 (約75㎡)		10,400円
	会議室 (定員約100名)		35,100円
	和室 (18畳)		7,800円
共有 エリア	交流ひろば		1時間当たり6円/㎡
	芝生ひろば		1時間当たり1円/㎡

(参考) 現県民会館 ※全日利用=12時間 ※冷暖房料込み、大ホールは楽屋込み(3室)

施設		平日・全日利用 入場料なし	休日・全日利用 入場料7,500円
ホール	大ホール (1,590席)	200,550円	609,350円
施設		全日利用	
諸室	展示室 (約190㎡) ≒小規模ギャラリー		16,800円
	教養室 (約70㎡) ≒創作室		5,550円
	リハーサル室 (約135㎡) ≒練習室		16,200円
	会議室 (定員約100名)		17,100円
	和室 (18畳)		7,100円

※準備又は後片付けのためグランドホール、スタジオシアター、アートスペース、ギャラリーを使用する場合は、2分の1に相当する額とする。

※ホール・ギャラリーを物品の販売等で利用する場合は、3倍に相当する額とする。

※交流ひろば及び芝生ひろばを物品の販売等で利用する場合は、4倍に相当する額とする。

○ホール・ギャラリーにおける入場料の額に応じた加算率

施設/入場料(円)	~1,000	1,001~ 3,000	3,001~ 6,000	6,001~ 9,000	9,001~ 12,000	12,001~ 15,000	15,001~
グランドホール スタジオシアター	×1	×1.2	×1.6	×2.0	×2.4	×2.8	×3.2
施設/入場料(円)	~1,000	1,001 3,000	3,001~				
アートスペース	×1	×1.6	×2.0				
施設/入場料(円)	~2,000	2,001~					
ギャラリー	×1	×1.6					

(参考) 現県民会館

施設/入場料(円)	0	1~ 500	501~ 1,000	1,001~ 3,000	3,001~ 5,000	5,000~
大ホール	×1	×1.6	×2.2	×2.8	×3.3	×3.6

※現県民会館の加算率は、冷暖房料等を含まない利用料金を比較した数値

※ (参考) 全国類似大規模施設の大ホール料金 ※冷暖房料、楽屋込み

施設名	席数	平日・全日利用 入場料なし	休日・全日利用 入場料 7,500 円
東京文化会館	2,303	1,137,300 円	1,205,300 円
仙台サンプラザホール	2,054	758,300 円	1,355,300 円
愛知県芸術劇場	2,480	717,500 円	1,345,350 円
兵庫県立芸術文化センター	2,001	611,000 円	1,153,000 円
札幌文化芸術劇場	2,302	491,800 円	1,091,800 円

施設名	席数	平日・全日利用 入場料なし	休日・全日利用 入場料 7,500 円
県立劇場	2,147	362,800 円	907,100 円
新潟市民芸術文化会館	2,000	288,000 円	874,000 円
フェニーチェ堺	2,000	280,090 円	1,008,300 円
やまぎん県民ホール	2,001	167,400 円	566,400 円
あきた芸術劇場	2,007	153,000 円	569,200 円

⑥利用料金(第18条) 指定管理者により県立劇場の管理を行う場合、使用料の額に相当する額の一定の範囲内で、指定管理者が利用料金を定めるよう規定

※ 利用料金は、使用料の額に相当する額の1.5倍を上限として設定が可能(現行施設は上限額、新条例は基準額として設定)

※ 利用料金の決定には、あらかじめ知事の承認が必要

※ 利用料金は、指定管理者の収入とする(利用料金制)。

} 現行施設と同様

※ (参考) 使用料と利用料金の違い

「使用料」は地方公共団体などが使用者から徴収する料金であり、「利用料金」は、指定管理者が自らの収入として使用者から徴収する料金。

(県立劇場及びNPOプラザは、利用料金制を採用し、指定管理者により施設の管理運営を行う予定であることから、利用料金となる予定)

(c) 第3章 みやぎNPOプラザ【第21条～第35条】

①設置(第21条) みやぎNPOプラザの設置目的を規定

②業務(第22条) みやぎNPOプラザにおいて行う業務を規定

【条文】

- (1) 民間非営利活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 民間非営利活動に係る相談及び研修に関すること。
- (3) 民間非営利活動に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 民間非営利活動を行う者に対する施設、設備又は器具の提供に関すること。
- (5) 民間非営利活動を行う者、県民、企業、県その他の多様な主体相互の連携及び交流の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プラザの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

③使用時間(第23条)、④休館日(第24条) みやぎNPOプラザの開館時間及び休館日を規定

開館時間	平日 9:30～21:30、日曜・祝日 9:30～17:30
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)、 12月28日～翌年1月4日

(参考)現みやぎNPOプラザ

開館時間	平日 9:30～21:30、日曜・祝日 9:30～17:30
休館日	毎週月曜日(祝日の場合も休館)、 <u>12月29日～翌年1月3日</u>

⑤使用料(第29条) みやぎNPOプラザの利用者から徴収する使用料を規定

【使用料の基本的な考え方】

- 県民の負担の公平性・公正性を踏まえながら、NPOの活動を促進できるバランスのとれた料金設定とする。
- 現みやぎNPOプラザの利用料金も踏まえながら、近隣施設及び類似施設等の利用料金を参考として料金を設定する。

○使用料

名称	区分	使用料	(参考) 2分割利用時の 1区画の使用料
事務室大1(約25㎡)	1室1月につき	35,000円	17,500円
事務室大2(約19㎡)	1室1月につき	26,600円	13,300円
事務室中(約8㎡)	1室1月につき	11,200円	-
事務室小(約4㎡)	1室1月につき	5,600円	-
会議室(定員50名程度)	1時間につき	800円	400円
多目的室(定員4名程度)	1時間につき	300円	-

※事務室大1、事務室大2、会議室は2分割での利用が可能であり、2分の1の区画を貸切使用するときの使用料は、2分の1に相当する額とする。

(参考)現みやぎNPOプラザ

名称	区分	使用料	(参考) 2分割利用時の 1区画の使用料
事務室大(約18㎡)	1室1月につき	18,500円	-
事務室中(約9㎡)	1室1月につき	9,200円	-
事務室小(約4㎡)	1室1月につき	4,100円	-
展示室大(約10㎡)	1室1月につき	10,200円	-
展示室小(約5㎡)	1室1日につき	200円	-
レストラン	1室1月につき	15,400円	-
研修室(定員21名程度)	1時間につき	400円	-
第1会議室(定員42名程度)	1時間につき	400円	-
第2会議室(定員42名程度)	1時間につき	400円	200円
第3会議室(定員20名程度)	1時間につき	200円	-

※ 参考(仙台市市民活動サポートセンターの使用料)

名称	区分	使用料
事務用ブース(約4㎡)	1室1月につき	7,200円
セミナーホール(96名)	1時間につき	1,600円
研修室(10~24名)	1時間につき	400円
研修室(39名)	1時間につき	820円

⑥利用料金(第33条) 指定管理者によりみやぎNPOプラザの管理を行う場合、現行施設と同様に、使用料の額を上限として、指定管理者が利用料金を定めるよう規定

- ※ 利用料金の決定には、あらかじめ知事の承認が必要
 - ※ 利用料金は指定管理者の収入とする(利用料金制)。
- } 現行施設と同様

(d) **第4章 指定管理選定委員会【第36条～第41条】** 指定管理者の選定（選定委員会）について規定

※ 指定管理者を指定する場合は、宮城県立劇場指定管理者選定委員会を設置し、諮問する。

(e) **第5章 雑則【第42条～第44条】** 各施設に係る共通の管理運営ルールを規定

○入館の拒否等（第42条） 施設の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、入館の拒否又は退館を命じることができることとするもの。

○損傷等の届出等（第43条） 施設等を損傷又は亡失した場合の届け出、故意又は過失の場合の損害賠償義務を課すもの。

3 施行日

施行日は規則で定める（供用開始の令和10年度中を予定）。ただし、準備行為に必要な規定（第4章並びに附則）は令和8年4月1日から施行。